

新潟市民病院組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

新潟市民病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第2号

新潟市民病院組織規程の一部を改正する規程

新潟市民病院組織規程（平成20年新潟市民病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条医療管理部の項中「医療安全管理室 感染制御室 治験管理室 臨床研究支援室 臨床倫理支援室 放射線安全管理室」を「感染制御室 治験管理室 臨床研究支援室 臨床倫理支援室」に改め、同項の次に次のように加える。

医療安全部

医療安全管理室 放射線安全管理室

第2条手術部の項の次に次のように加える。

高度先進医療センター

低侵襲心臓血管内治療室

第3条医療管理部の項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第17号までを3号ずつ繰り上げ、第18号及び第19号を削り、同項の次に次のように加える。

医療安全部

- (1) 医療事故防止対策に関する事項
- (2) リスクマネジメントに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、医療安全の推進に関する事項
- (4) 診療用放射線の安全利用のための指針に関する事項
- (5) 診療用放射線に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修の実施に関する事項

第3条手術部の項の次に次のように加える。

高度先進医療センター

低侵襲心臓血管内治療に関する事項

第6条第2項の表医療管理部の室の項の次に次のように加える。

医療安全部	部長
医療安全部の室	室長

第6条第2項の表手術部の項の次に次のように加える。

高度先進医療センター	センター長
高度先進医療センターの室	室長

第6条第3項の表医療管理部の室の項の次に次のように加える。

医療安全部	医療参事及び副参事
医療安全部の室	主幹、副主幹、主任、主査及び副主査

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。